

◆◇「医療費・保険給付費のお知らせ」の配布◆◇

神栄健康保険組合

2月15日以降、「医療費・保険給付金のお知らせ」を配布いたします。お手元に届き次第、「医療費の請求金額の誤り」や「医療機関から過剰な請求が提出されていないか」などの確認をお願いいたします。請求の過誤については、神栄健康保険組合（以下、「健保」）でも確認しておりますが、念のためにご本人にも確認をお願いしております。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、確定申告での利用を予定されている方もいらっしゃるかと思いますが、12月末までの情報をまとめている都合上、2月15日が最短のスケジュールとなっております。ご了承ください。

【医療費・保険給付費のお知らせの記載内容】

項目名	内容
① 診療を受けた方	ご本人・被扶養者の方全員のお名前 受診された医療機関名
② 診療年月	令和7年1月診療～令和7年12月診療分(和暦表記)
③ 日数又は回数	診療にかかった日数又は回数
④ 診療区分	医科外来・医科入院・食事療養・歯科外来・歯科入院・調剤・柔整師
⑤ 医療費の総額	実際にかかった医療費の総額
⑥ 健保が支払った額	健保が医療機関等に支払った金額
⑦ 国や都道府県等が支払った額	国等が定める法律に基づき、国等から助成を受けられた場合の金額
⑧ あなたが支払った額	医療機関等の窓口で支払った金額 限度額適用認定証を提示したこと等により、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた金額
⑨ 支給金額	保険給付費の金額（一部負担還元金・高額療養費等）

*確定申告をされる場合は、「⑧あなたが支払った額」から「⑨支給金額」を引いた金額を「医療費控除の申告額」に入力してください。

＜注意＞

- ・医療機関から当健保への請求が遅れている場合や、診療内容を審査中の場合等については記載されていない場合があります。
- ・柔道整復施術療養費は、診療年月が複数にわたるときに特定の月にまとめて記載される場合があります。
- ・このお知らせには健康保険適用外の費用は含まれておりません。（入院時の個室料や歯科の差額材料費等）
- ・公費負担医療があった場合には「あなたが支払った額」が実際の自己負担額と異なる場合があります。正確な金額は、お手元の診療明細書でご確認ください。

【 医療費の自己負担額が 10 万円を超えた場合は、是非、所得税の還付請求を 】

«医療費控除»

1年間(1月1日～12月31日)の医療費の自己負担額^{*注}が合計で10万円を超えた場合、確定申告をすることで、10万円を超えた金額が課税所得から控除されます。医療費控除の金額が還付されるのではなく、課税所得の所得税率に合わせて還付金が決まります。ご注意ください。

「自己負担額」には、本人だけでなく、生計を同じくする家族や親族（仕送りなどをしている場合は別居でも対象）の分も合算可能です。なお、医療費控除の上限額は200万円です。

^{*注} 保険金などで補填される金額は「自己負担額」から除きます。

＜対象となる医療費＞

- ・医師や歯科医師など病院へ支払った治療費、処方薬代
- ・治療のために購入した市販薬の費用
(かぜ薬などの市販薬を含む。ただし、病気予防や健康増進を目的としたビタミン剤などは含まない。)
- ・妊娠中の定期検診・検査費
- ・不妊治療費
- ・治療に必要な器具（松葉杖など）の購入費
- ・通院のための公共交通機関の交通費（公共交通機関の交通費。公共交通機関が利用できない場合を除いて、タクシー代は含まない。）
- ・歯科矯正費（審美を目的として行う場合は対象外）
- ・食費を含む入院費（医師や看護師に対するお礼は対象外）
- ・介護保険を利用した居宅介護サービス事業者等から提供を受ける居宅サービス等

【セルフメディケーション税制について】

セルフメディケーション税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません。

※詳細は確定申告特集ページでご確認ください。

セルフメディケーション税制とは ←クリックしてください

【マイナンバーカードの利用で確定申告が便利に】

マイナンバーカードをマイナポータルと連携することで、「医療費・保険給付金のお知らせ」を待たなくとも、医療費の確認ができます。また、所得税の確定申告書を作成する際、医療費通知情報を自動入力することができます。

※詳細は国税庁のホームページでご確認ください。

国税庁マイナポータル連携特設ページ ←クリックしてください